

国民健康保険
加入者様へ

出産する人・出産した人の 保険税が減額されます！

※国民健康保険以外の方は、加入している健康保険組合等にお問い合わせください。

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
 - 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。
- ※ ただし、海老名市が出産の事実を確認できた場合は、届出がなくても減額措置を行います。

国民健康保険税の減額方法

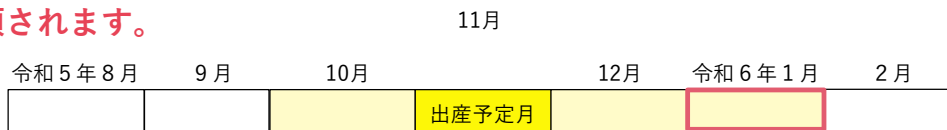
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

■ …対象期間

届出に必要な書類

- ① 届出書（市HPからダウンロード可）
- ② 出産予定日が分かる書類（母子健康手帳など）
- ③ （多胎妊娠の場合）多胎妊娠を確認することができる書類
- ④ （出産後の申請の場合）出産した被保険者と生まれてきた子の親子関係が分かる書類

届出先

海老名市役所本庁舎1階（6番窓口） 海老名市国保医療課 電話：046-235-4594